

学校の通学区域の変更について

みよし市立小中学校の学区設定基準（昭和 6 3 年 4 月 1 日）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北部小学校の表の蒔生の項を次のように改める。

蒔生	蒔生町	曙	愛宕下	池上	池下	一色	後田	打上
		梅ノ里	川岸当	上永井田	川原	川向	北海道	郷
		郷浦	小金下	小坂	小根	下石田	下辻	下永井田
		汁田	曾和	立山	土取	ドブ	鳥居前	土郎谷
		仲田	並木	西原	西山	原	東浦	東山ノ神
		平地	百嶋	藤塚	前田	水洗	南池ノ上	南山ノ上
		向山	山際	山ノ上	山ノ神前			
		辰己山（19番地、20番地、31番地を除く）						
		明知原（276番地35～40、276番地160、276番地312を除く276番地）						
		あざみの一部						
	福谷町	坂上の一部		蓬平地の一部				

別表第 1 緑丘小学校のひばりヶ丘の項の前に次の 2 項を加える。

蒔生	蒔生町	辰己山（19番地、20番地、31番地）						
	潮見							
高嶺	打越町	新池浦						

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。